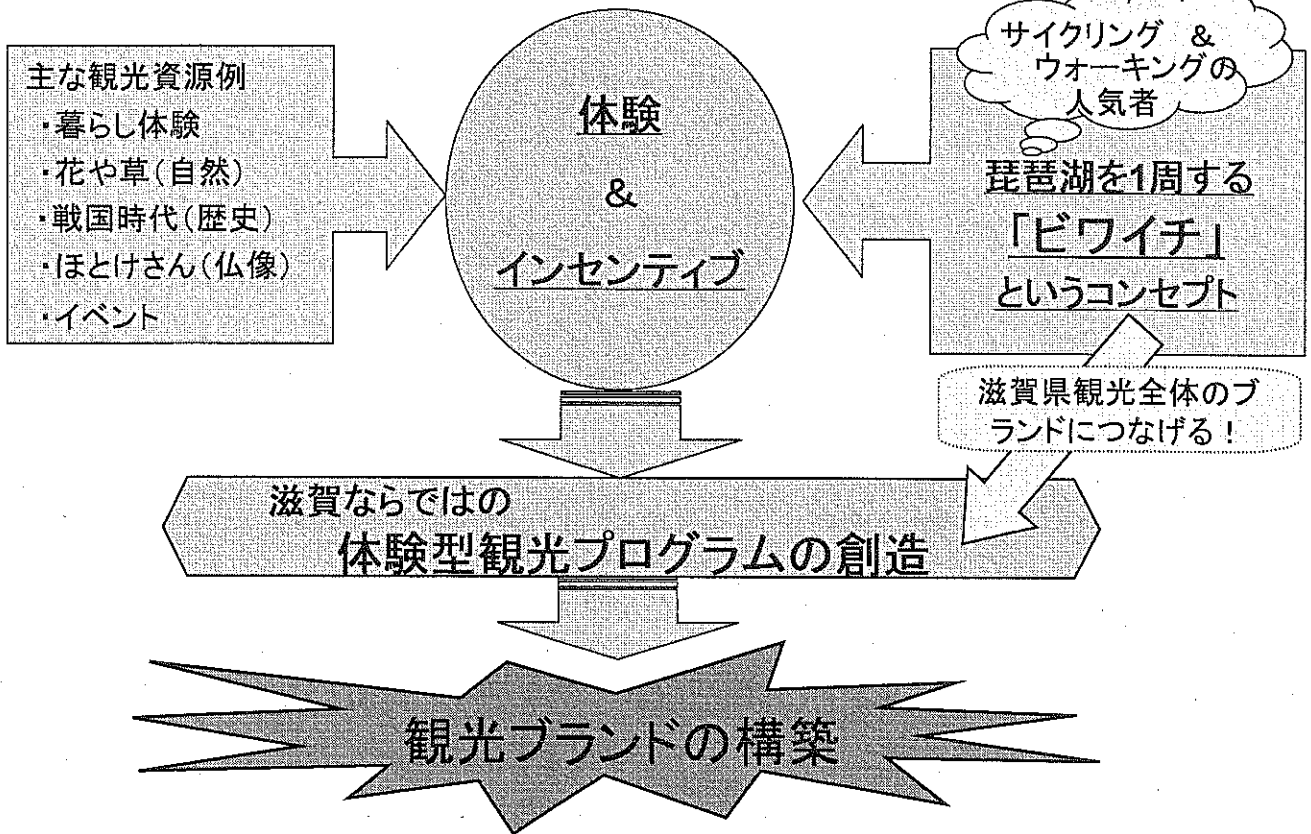


# 滋賀県観光ブランド推進事業

【予算額 7,022千円】

厚生・産業常任委員会資料  
平成24年(2012年)3月13日  
商工観光労働部  
観光交流局



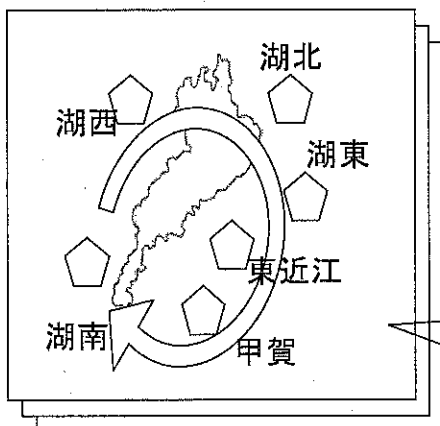
## めざす「滋賀県観光ブランド」とは

県内の観光施設・資源がネットワークを形成し、来訪者がそれら施設・資源を周回しながら観光することを促す取り組み。

日本一の琵琶湖を周回することは、来訪者に精神的・物理的な満足や達成感を提供できる有効な取り組みであり、既に「ビワイチウォーキング」や、「ビワイチサイクリング」などで実施されている。

滋賀を周遊することを象徴的に表現する「ビワイチ」(琵琶湖を一周)という基本コンセプトと、本県の観光資源を組み合わせ、滋賀県ならではの体験型観光プログラムを創造し、来訪者に滋賀の良さを継続的に体感してもらうことで、本県の観光ブランド構築を図る。

### 滋賀県観光ブランドのイメージ



### 事業のねらい

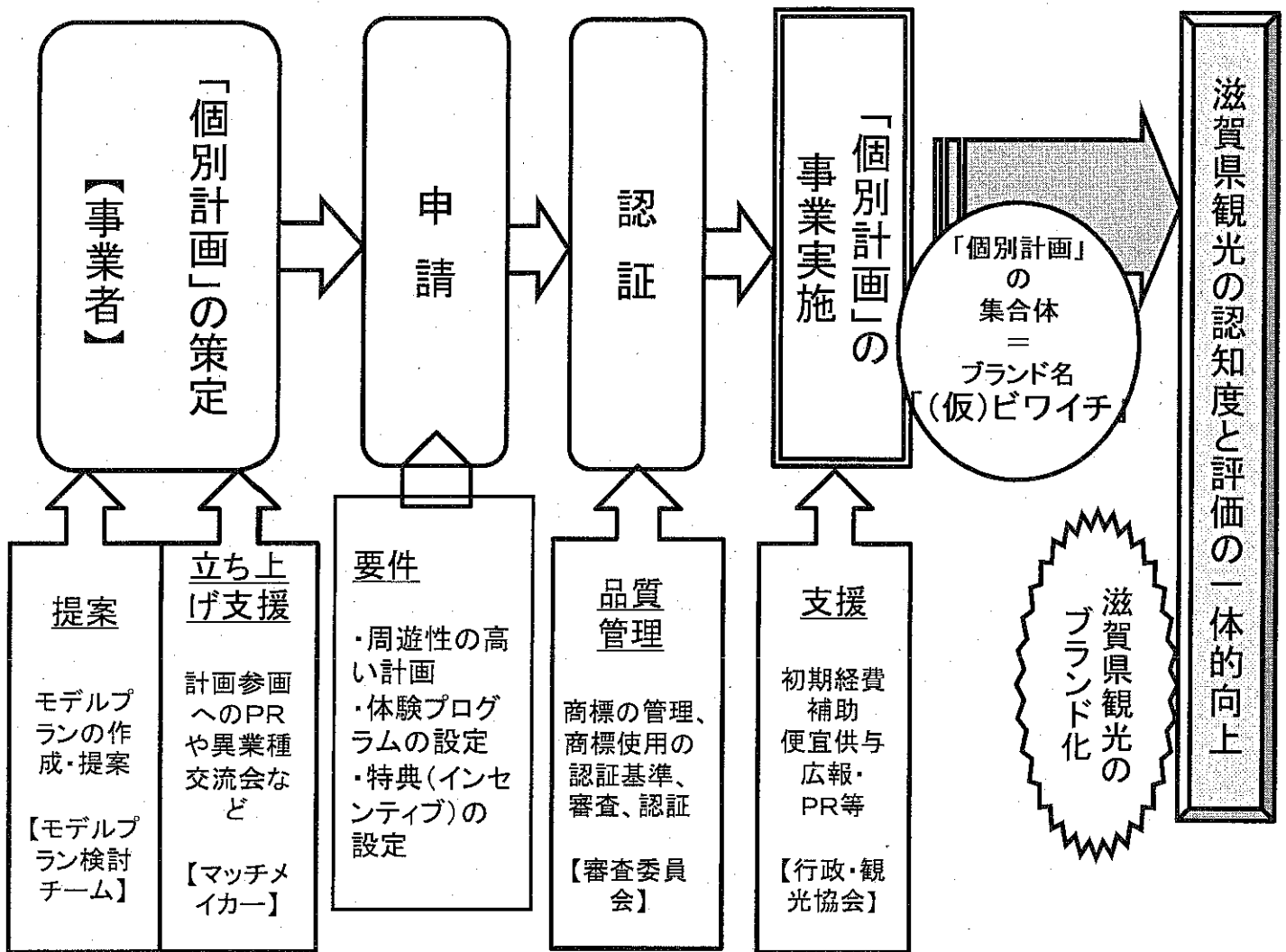
#### 本県観光ブランドの構築

- ★日本一という琵琶湖の価値を生かせる
- ★宿泊日数の増加
- ★リピーター拡大を刺激
- ★不便さも「売り」にできる
- ★新たな観光資源の湧出

観光施設・資源(→「入館・拝観・見物」+「体験・体感」を提供する)

ネットワーク(→周遊を促す取り組みを提供する。来訪意欲を刺激するインセンティブを盛り込んだ取り組み)

# 観光ブランド推進事業の仕組み



## (参考)

### 商標とは

- ◎自己の商品やサービス(役務)を示すために用いられるマーク(文字、図形、記号など)
- ☆商標法で、登録の日から10年間保護される。(更新可能)

### ★今回の商標登録申請の内容

- 登録する商標 : ビワイチ
- 指定する分野 : 企画旅行の実施、旅行者の案内等
- 出願人 : 社団法人びわこビジターズビューロー
- 提出日 : 平成24年2月8日

### (登録商標の使用)

- ・登録商標は、他人に使用させることができる。

### (先使用権)

- ・同一や類似の範囲の商標について、登録時に先に周知商標として使用している者は、継続してその商品・役務に商標を使用することができる。

### (商標権の侵害の排除)

- ・現在や将来の侵害に対し、差止請求ができる。